4　共同体としての資格及び審査
　次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の決定を受けた者による組合せとする。それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。
ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（平成24年10月26日付装備施設本部長公示）4⑵に該当しないものであること。
オ　装備施設本部長が決定した「環境等」の級別の格付は、A等級とする組合せであること。
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記3⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
　上記4⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4⑴イの決定を受けていない構成員が上記4⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。
6　資格審査の結果の通知
　「資格審査結果通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　共同体の名称は、「シュワブ（H25）水域生物等調査○○・○○共同体」とする。
⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成25年8月1日付支出負担行為担当官　沖縄防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

　シュワブ（H25）陸域生物等調査に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
　平成25年8月1日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　武田　博史
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
1　業務概要
⑴　業務名　シュワブ（H25）陸域生物等調査
⑵　業務内容　本業務は、キャンプ・シュワブ沿岸域等において陸域生物調査、陸域生態系調査及び陸域植物調査を行うものである。
⑶　履行期限　平成27年3月31日まで
2　申請の時期
　平成25年8月1日から同年8月12日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
　なお、平成25年8月13日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（シュワブ（H25）陸域生物等調査）」（以下「申請書」という。）は、平成25年8月1日から　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―9　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内線155）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
　なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
　提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　共同体としての資格及び審査
　次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の決定を受けた者による組合せとする。それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。
ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（平成24年10月26日付装備施設本部長公示）4⑵に該当しないものであること。
オ　装備施設本部長が決定した「環境等」の級別の格付は、A等級とする組合せであること。
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記3⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
　上記4⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4⑴イの決定を受けていない構成員が上記4⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。
6　資格審査の結果の通知
　「資格審査結果通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　共同体の名称は、「シュワブ（H25）陸域生物等調査○○・○○共同体」とする。
⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成25年8月1日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。